

4 虎姫文化ホール附帯設備等使用料

区分		単位	使用料
舞台設備	平台	台	250円
	箱馬・木台	台	50円
	緋毛せん	枚	200円
	パンチカーペット	枚	200円
	金屏風	双	2,100円
	指揮者台・指揮者用譜面台	一式	400円
	譜面台	台	50円
	めくり台	台	100円
	演台・花台・脇台	一式	400円
	司会者台	台	200円
	吊物用バトン	本	200円
音響設備	拡声装置	c h	600円
	カセットデッキ	台	200円
	CDプレーヤー	台	600円
	MDプレーヤー	台	600円
	コンデンサーマイクロフォン	本	600円
	ダイナミックマイクロフォン	本	200円
	ワイヤレスマイクロフォン	本	700円
	マイクスタンド	本	100円
	モニタースピーカー	台	300円
	ダイレクトボックス	台	100円
照明設備	ボーダーライト	列	600円
	アッパーホリゾントライト	色	500円
	ローアーホリゾントライト	色	500円

	ピンスポットライト	台	1,100円
	照明用スタンド	台	100円
	スポットライト	台	200円
	エフェクトライト	台	100円
映写設備	ビデオデッキ	台	900円
	DVDデッキ	台	900円
	ビデオプロジェクター	台	1,600円
	スクリーン (大)	張	1,000円
その他	ピアノ (ヤマハ・S 6)	台	3,100円
	長机	脚	100円
	椅子	脚	50円
	電源	k w	200円

備考

- 1 使用料は4時間を1区分とし、4時間未満については1区分とするものとする。
- 2 外部から舞台技術者を雇うための人件費、消耗品費、ピアノ調律料等は、実費相当額を徴収する。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。